

役員報酬規程

社会福祉法人 百合の会

特別養護老人ホーム

オニオンコート

社会福祉法人百合の会役員報酬規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人百合の会（以下、「法人」という。）役員報酬・賞与・その他手当について定めたものである。

2 ここに定める以外の事項は、関係法令・定款・理事会の決定に従うものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は原則として法人の理事長及び理事、監事、評議員に適用する。

第2章 役員報酬等

(役員報酬)

第 3 条 役員報酬の総額は理事会の決議によって定め、各個人への配分は理事長が行うものとする。

2 役員報酬は年額をもって決定する。

3 法人の業績が著しく低下したときは理事会の決議により減額することがある。

(職員が役員に選任された場合の報酬等)

第 4 条 職員が、常勤役員に選任された場合の報酬等については、次のとおりとする。

(1) 選任された日までは職員給与（日割り計算）

(2) 職員当時を対象とする賞与は職員賞与

(3) 役員報酬は年額をもって定め、その1/2を、毎月支給する。

(注) 役員選任日が5月末日とすると6月分～翌年3月分—当期損金
翌年4月分～5月分—翌期損金

2 職員としての退職金を支給する。

(役員賞与)

第 5 条 法人の業績にもとづき、役員賞与を支給することがある。この場合に、役員賞与の総額は理事会の決議によって定め、各個人への配分は理事長が行うものとする。

(役員退職慰労金)

第 6 条 理事長及び常勤役員退職慰労金については別表1に定める役員退職慰労金表に定める支給対象金額を理事会の承認を得て支払うものとする。

(非常勤役員等の報酬及び交通費)

第 7 条 非常勤である役員である理事・評議員及び監事が理事会等の出席、監事の監査業務を行う場合は別表 2 に定める報酬を支給する。

2 交通費は別表 3 により支給する。

(1) 通勤のため公共交通機関及び私有自動車等の交通用具を使用したとき、片道 5 km 以上である場合には、公共交通機関に相当する実費を支給する。

付 則

1. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

〈別表 1〉

常勤役員の退職慰労金

1. 常勤役員の退職慰労金については理事会の承認をもって決めるものとする。
2. 常勤役員の退職慰労金

役 職	支 給 内 容
理 事 長	退職時の平均月額報酬×在任期間年数×功績倍率
常 勤 理 事	退職時の平均月額報酬×在任期間年数×功績倍率

(注) 在任期間が1年未満は月割りとし、月未満は算出しない。

- ・平均月額報酬は、退職時に当たる最終任期期間に支給した平均支給月額をもって算定する。
- ・功績倍率は、理事会の承認を得て決定する。

〈別表 2〉

非常勤役員の報酬支給額

1. 非常勤役員の理事会・評議員会報酬表

区 分		支給回数/回	備 考
報 酬 金 額	理事・評議員	10,000円	
	監事監査	10,000円	

〈別表 3〉

2. 非常勤役員の理事会・評議員会及び監事監査の交通費

交 通 費	開催場所より半径5km以内	なし	自宅から換算
	開催場所より半径5km以上	公共機関換算による 実費支給	

- ・交通費の支給は、法人が用意した届出書を提出する。住居変更等による交通費変更については、速やかに変更届を事務局に提出する。